

## 生駒市規則第23号

生駒市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月1日

生駒市長 山下 真

### 生駒市会計規則の一部を改正する規則

生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第59条の次に次の1条を加える。

（つり銭用資金）

第59条の2 会計管理者は、必要と認めるときは、出納員に対し、つり銭として必要な資金（以下「つり銭用資金」という。）を交付し、保管を命ずることができる。

2 出納員は、会計年度が終了したとき、又はつり銭用資金を保管する必要がなくなったときは、速やかにつり銭用資金を会計管理者に返納しなければならない。

第60条第1項中「及び資金前途を受けた者」を「、資金前途を受けた者及びつり銭用資金の交付を受けた出納員」に改める。

第61条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 つり銭用資金の交付を受けた出納員は、その保管に係る現金を亡失したときは、直ちに理由及び経過を詳細に記入した書面により会計管理者に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。